

# 函館市高齢者安全運転支援装置 設置事業費補助制度

近年、全国的に高齢ドライバーの運転操作の誤りによる交通事故が多発しています。函館市では、高齢ドライバーを対象に、交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、国の性能認定を受けた後付けの安全運転支援装置の設置費用の一部を補助します。

## 補助対象者 ※①～⑤のすべての要件を満たす方

- ①函館市内在住かつ申請日において65歳以上で自動車運転免許証を保有していること。
- ②安全運転支援装置を購入・設置しようとする自動車の自動車検査証に記載された使用者であること。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④函館市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員でないこと。暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ⑤転売・譲渡・貸与を目的として設置をする者でないこと。

## 補助対象装置

国土交通省の性能認定を受けた

- ①後付けの障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置
- ②後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html)

## 補助金額

装置の購入と取付に必要な費用(消費税含む。)の2分の1の額

(1000円未満の端数は切り捨て。)

ただし、**補助上限額は2万円**

※令和6年4月1日以降に設置したものが対象となり、申請は、1人1回(1台)まで。

●●● 問合せ先 ●●●

函館市 市民部交通安全課(推進担当)

電話:0138-21-3191 FAX:0138-21-3195

メール:kotsuanzen@city.hakodate.hokkaido.jp

## 補助金交付までの流れ

- ①安全運転支援装置を後付けで購入・設置します。  
(令和6年4月1日以降に購入・設置し、国土交通省の性能認定を受けた装置が対象となります。)

あわせて、店舗等へ「販売・設置証明書」の記載を依頼してください。

- ②申請書等を市交通安全課に郵送(提出)してください。  
(申請期限は、補助対象装置を設置した日の翌日から **90日以内**または各年度の3月31日までのいずれか早い時期です。)

### 【申請書類】

- 補助金交付申請書兼実績報告書
- 住民票
- 自動車検査証の写し
- 運転免許証の写し(住所変更等がある場合は裏面も必要です。)
- 領収書(申請者の氏名・製品名・設置店舗名・設置年月日)の写し
- 店舗等が発行する販売・設置証明書
- 市税の滞納がないことの証明書  
※市税の滞納がないことの証明書は市役所2階税証明担当または各支所で入手できます。(1件300円)
- 申請者の振込先口座・口座名義が確認できる書類(通帳の見開き等)

- ③市交通安全課から「補助金交付決定通知書」が郵送されます。

- ④概ね、1か月後に、申請者の指定口座に市から補助金が振り込まれます。

— 提出先 —

〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
函館市 市民部交通安全課 推進担当

### 注意！！

- 安全運転支援装置は、加速を抑制しますが自動で停止する機能はありません。必ず、ブレーキペダルを踏んで停止してください。
- 装置を過信せず、安全運転を心がけることが交通事故防止につながります。